

■会費の計算方法

- 事業所の形態により ①個人事業所 ②法人(本店が常滑市内) ③法人(本店が常滑市外) ④その他法人(本店が常滑市内) ⑤その他法人(本店が常滑市外) の5つの内、いずれかに分類されます。
- ②③に該当する事業所は、資本金額により事業所規模年額が確定します。
①④⑤は年額一律です。(下記表参照)

平等割
5,000円

+

事業所規模割				
①個人事業所 一律 2,000円				
②法人(本店が常滑市内)			<事業所例> ・株式会社 ・有限会社 ・合同会社 ・合資会社 ・合名会社 ・相互会社 ・信用金庫 ・信用組合 ・農業協同組合 ・監査法人 ・弁護士法人 ・税理士法人 ・特許業務法人 等	
資本金	事業所規模年額	資本金		事業所規模年額
100万円未満	5,000円	1,500万円以上		45,000円
100万円以上	8,000円	2,000万円以上		55,000円
200万円以上	11,000円	2,500万円以上		65,000円
300万円以上	14,000円	3,000万円以上		75,000円
400万円以上	17,000円	4,000万円以上		90,000円
500万円以上	20,000円	5,000万円以上		105,000円
600万円以上	23,000円	7,000万円以上		135,000円
700万円以上	26,000円	1億円以上		200,000円
800万円以上	29,000円	10億円以上		400,000円
900万円以上	32,000円	50億円以上		600,000円~
1,000万円以上	35,000円			
③法人(本店が常滑市外)				・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・医療法人 ・学校法人 ・宗教法人 ・NPO ・社会福祉法人 ・協同組合(金融機関を除く) ・協業組合 等
資本金	事業所規模年額			
1,000万円未満	10,000円			
1,000万円以上	20,000円			
5,000万円以上	40,000円			
10億円以上	90,000円			
④その他の法人(本店が常滑市内) 一律 30,000円				
⑤その他の法人(本店が常滑市外) 一律 10,000円				

平等割5,000円 + 事業所規模割 円 = 年額会費 円

【初回会費の納入】平成 年度 前期・後期 より